

洛西“SAIKO”サポーターコーナー配架基準

(趣旨)

第1条 この基準は、洛西“SAIKO”サポーター制度実施要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、洛西“SAIKO”サポーターコーナー（以下「サポーターコーナー」という。）へのチラシ、リーフレット、パンフレット等（以下「チラシ等」という。）の配架に係る基準を定めるものとする。

(チラシ等を配架しない業種及び事業者)

第2条 次に掲げる業種及び事業者のチラシ等は配架しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法に規定する宝くじに係るものを除く。
- (4) 法律の定めのない医業類似行為を行う業種
- (5) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及び訪問購入を行う事業者。ただし、通信販売に関しては、特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者のほか、協会には加盟していないが、主たる業態が常設店舗で販売を行う事業者で、本市が妥当と判断するものを除く。
- (6) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (7) 探偵社、身元調査会社等の業種
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止を受けている事業者
- (10) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者が関与している事業者
- (11) その他本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

(配架しないチラシ等の内容)

第3条 次に掲げる内容のチラシ等は配架しない。

- (1) 洛西“SAIKO”プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の趣旨に反し、又は品位が損なわれる恐れがあると認められるもの
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるもの
- (4) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれがあるもの
- (5) 社会問題についての意見に関するもの
- (6) 個人の氏名又は法人の名刺広告に関するもの

- (7) 誇大、虚偽、誤認等のおそれがあるもの
 - (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適当でないもの
 - (9) 人材募集に関するもの
 - (10) 責任の所在が不明確なもの
 - (11) その他、洛西担当区長（以下「担当区長」という。）が配架を認めることが適当でないと判断するもの
- （チラシ等へのロゴ等の掲載）

第4条 配架を希望するチラシ等には、可能な限りプロジェクトのロゴマーク、サポーターである旨又はプロジェクトに賛同する旨の文言等を記載すること。

（その他）

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は担当区長が別に定める。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。